

(「長野県特別支援学校整備基本方針」より)

5 その他

(1) 校名の考え方

現 状

《学校の名称に関する経緯》

- 昭和 22 年、学校教育法で、盲学校・聾学校・養護学校については、それぞれ視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者及び肢体不自由者の教育等を行うことが規定された。その後、昭和 36 年の同法改正で、養護学校の対象者に病弱者が加わった。
- 本県では、視覚障がいと聴覚障がいの学校については、昭和 23 年以降、「盲学校」、「ろう学校」の校名が使用されている。また、知的障がい、肢体不自由、病弱の学校については、開校時より「養護学校」の名称が使用されている。
- 平成 18 年の学校教育法改正により、盲・ろう・養護学校は、障がい種別を越えた「特別支援学校」に一本化された。これを受け、本県では平成 18 年度に盲学校設置条例、ろう学校設置条例及び養護学校設置条例を廃止し、特別支援学校設置条例に一本化した。
- 法改正を受けて全国の多くの自治体では、校名変更の検討がなされ、本県においても平成 19 年度に検討を開始した。その際、盲学校・ろう学校の関係者等からは校名存続を求める要望が出されたため、平成 21 年の特別支援教育連携協議会の報告書において、「学校の名称については、今後、学校、保護者、関係団体等からの意見や要望を伺いながら慎重に検討する」とした。

《全国状況》

- 全国では、約 8 割の学校が「養護学校」を「特別支援学校」「支援学校」「学園」等に名称変更した一方、盲学校、ろう学校については 7 割以上の学校が「盲学校」、「ろう学校」を使用している。

《参 考》

- 「長野県障がい者共生社会づくり条例（仮称）」検討報告書（令和 2 年 3 月 17 日 長野県社会福祉審議会 障がい者権利擁護専門分科会）には、「養護されているわけではなく、スペシャルなニーズがある子どもであるから養護学校という名称を特別支援学校に変更してほしい」という意見が県民より寄せられた旨の記載がある。

今後の方向性

- 「養護学校」については、校名変更を要望する意見が多いことを踏まえ、関係者の意見を丁寧に聞きながら、名称変更を視野に検討を進めます。
- 「盲学校」「ろう学校」については、校名存続を求める要望が多く、全国的に「盲学校」「ろう学校」の使用が多いことから、名称変更の是非も含め検討を進めます。